

医政第3号  
廃対第3号  
平成27年4月2日

|                      |   |   |
|----------------------|---|---|
| 公益社団法人 熊本県医師会長       | } | 様 |
| 一般社団法人 熊本県歯科医師会長     |   |   |
| 一般社団法人 全日本病院協会熊本県支部長 |   |   |
| 熊本県公的病院長会長           |   |   |
| 全国自治体病院協議会熊本県支部長     |   |   |
| 一般社団法人 日本病院会熊本県支部長   |   |   |
| 一般社団法人 熊本県医療法人協会長    |   |   |
| 公益社団法人 熊本県精神科協会長     |   |   |

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長  
熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課長  
(公印省略)

院内における収集運搬業者による感染性廃棄物の収集行為について  
日ごろから本県の医療及び廃棄物行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。  
標記の件について、県内の病院、診療所又は助産所（以下、「医療機関」という。）  
から排出される感染性廃棄物の収集運搬業務委託において、一部の医療機関で収集運  
搬業務の一環として院内回収業務を含めた委託を行う事例が見受けられます。  
つきましては、下記の1に該当する医療機関において、業務に従事する方への感染  
予防の観点から、貴会会員に対し、周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 対象医療機関

感染性廃棄物保管庫のほかに院内において回収 BOX 等の設置をしている医療機  
関であって、外部へ感染性廃棄物の収集運搬業務を委託する場合において、院内回  
収を収集運搬業務の一つとして含めた入札を行おうとする医療機関

##### 2 周知いただきたい内容

(1) 収集運搬業務委託において、院内回収を廃棄物の収集運搬業務委託の中に含め  
る場合にあっては、二次感染防止に努めること。

(例) 受託業者の応札基準に「感染の予防等について標準作業書を常備し、従事  
者に周知していること。」のような基準を設ける。

- (2) 感染のおそれのある廃棄物の処理については、平成24年5月に環境省が策定した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>)に基づき、適正な処理の確保に努め、万全を期すこと。

※本通知により、収集運搬業務を委託する場合における院内回収を推奨するものではありませんのでご注意ください。

(担当)

医療政策課総務・医事班 井手口

TEL 096-333-2205(直通)

E-mail ideguchi-m@pref.kumamoto.lg.jp

廃棄物対策課適正処理推進班 木山

TEL 096-333-2278(直通)

E-mail kiyama-m@pref.kumamoto.lg.jp